

## 【 寄付金に関する税務上の取扱い 】

いつもニュースレターをご覧頂きありがとうございます。税務部の生島です。2月を迎え、確定申告の準備も本番です。昨年は東日本大震災など災害も多く、義援金などの寄付をされた方も多かったのではないのでしょうか？そこで、今回は個人の方の寄付金控除についてお伝えします。



### Q 1 : 寄付金と税金はどんな関係があるの？

一定の要件を満たすと、税金の対象になる所得額を減らせる「寄付金控除」が受けられます。

#### 該当する寄付の例

- ◎国、地方公共団体に対する寄付金
  - ◎公益を目的とする公益法人などに対する寄付金のうち、財務大臣が特に指定しているもの
  - ◎日本赤十字社や中央共同募金会など財務大臣が特に指定しているもの、及びこれに協力する募金団体に対する寄付金
- 他にも認定NPO法人に対する寄付金や、政治活動に関する寄付金も一部認められる場合があります。具体的には、個別に確認が必要です。

### Q 2 : 控除を受けるために必要なものは？

募金団体が発行する領収証や、寄付金控除の対象であることがわかる認定書のコピーなどが必要です。紛失してしまっている場合は再発行してもらえる場合もありますので確認をしてみてください。領収証は原本が必要ですが、振込用紙の半券やATMの利用明細などで代用できる場合もあります。

### Q 3 : 税額はどのくらい変わるの？

寄付金控除額は以下のうちの少ない方の金額で計算を行います。

- ①その年に支出した寄付金の額—2,000円
- ②その年の総所得金額等の40%相当額

たとえば、総所得金額が500万円の人が、10万円の寄付をした場合、

- ①  $100,000円 - 2,000円 = 98,000円$
- ②  $5,000,000円 \times 40\% = 2,000,000円$

となるため、寄付金控除額は98,000円となります。課税所得により税率が変わりますが10%の方の場合であれば、所得税は  $98,000円 \times 10\% = 9,800円$  少なくなります。

ただし、今回の震災関連の寄付の場合、②の総所得金額に対する上限は80%となっています。

一般の寄付と震災関連の寄付を両方している場合、一般の寄付については上記の通り40%相当額を限度とし、さらに震災関連の寄付とあわせて、総所得金額の80%まで認められます。

### Q 4 : 今回の震災に対応した改正はある？

寄付金の種類によっては寄付金控除ではなく直接税金を少なくする「税額控除」というやり方を選択できる場合もあります。今回の震災関連でも、認定NPO法人への被災者支援のための寄付などはこれに該当する可能性があります。この場合、控除できる税額は所得税額の25%を限度として以下の算式で求めます。

$$\text{（特定震災指定寄付金特別控除額）} = \text{（該当する寄付金の合計額} - 2,000円） \times 40\%$$

**寄付金控除とした場合と税額控除を行った場合の両方を計算し、有利な方を選択することになります。** Q3と同じ条件で計算した場合、税額控除額は39,200円（ $\geq 9,800円$ ）となるため、税額控除を選択します。

以上、所得税に対する「寄付金控除」について簡単に説明しましたが、要件など難しい部分もありますので詳しくは弊社担当までお問合わせください。  
（税務部／生島 礼子）